

2021年8月号トピックス

仏暦 2533(1990)年社会保険法に基づき、2019 年コロナウィルス感染症(COVID-19)の予防接種により健康被害を受けた保険者に対する基本的な補償の基準と支払率

被保険者が 2019 年コロナウィルス感染症 (COVID-19) の予防接種を受けたことにより健康被害を被った場合、被保険者は以下の支援を受けることができる。

COVID-19 ワクチン接種による被害の種類	保険会社への基本補償の支払い率	備考
死亡	240,000 パーツ - 400,000 パーツ	被保険者が死亡した場合、夫または妻、両親、子供に分割して支払われる。 ただし、被保険者が他の政府機関による補償を受けていないことを条件とする。
重度の後遺障害	240,000 パーツ - 400,000 パーツ	-
生涯にわたる治療が必要で、生活に深刻な影響を及ぼす慢性疾患	240,000 パーツ - 400,000 パーツ	-
肉体器官の喪失	100,000 パーツ - 240,000 パーツ	-
生活に支障をきたす障がい	100,000 パーツ - 240,000 パーツ	-
負傷	100,000 パーツ以下	-
ワクチン接種による病気の継続	100,000 パーツ以下	-

電子的方法によるカテゴリー2の工場事業運営における届出とその受領について

2021年7月23日に、「仏暦 2564（2021）年カテゴリー2の工場事業運営の届け出とその受領に関する省令」が官報に掲載されました。カテゴリー2の工場の事業運営に関する届出等は、工業省工場局、工業省地方事務所、もしくは地方政府機関のネットワークシステムを通じ、電子的方法で行うことが義務づけられました。

電子的方法によることができない場合は、工場がバンコクに所在するならば、工業省工場局または地方事務所で、他の県に所在するならば、工業省地方事務所または地方自治体の事務所で行うことができます。

BOIは「半導体製造」、「デジタル事業」、「スマートパッケージング」分野の高度技術革新促進のため、税務恩典の強化を承認

タイ投資委員会（以下 BOI）は、競争力強化を促進するため、以下の投資恩典の改訂を承認した。

1. 競争力向上のため、以下のプロジェクト価値に基づく追加的権利及び恩典の見直し（メリットによる追加恩典）

- 1) 最初の3年間の総売上高の1%以上もしくは2億バーツ以上の、研究開発（R&D）投資に対して、5年を超えない範囲で、免税上限のない法人所得税免税期間を追加的に付与
- 2) 科学技術を学ぶ学生を対象に、技術開発やイノベーションスキルを開発するための教育や職業訓練に追加投資を行う場合、法人所得税免税恩典の上限を2倍に引き上げ
- 3) サプライヤーへの研究開発、教育訓練、設計、開発、といった投資や費用の支出については、最低基準額を満たしていない場合であっても、法人にこれらの投資や費用支出額について、法人所得税免税恩典の上限を比例的に引き上げ

2. 半導体ウェハー製造業に対して最大 10 年間、半導体、半導体デバイス、プリント基板（PCB）の製造業、及びプリント回路基板アセンブリ（PCBA）産業に対して、最大 8 年間の法人所得税免税の恩典を付与

3. デジタル・テクノロジー・サービス及び新しい電子商取引ビジネスなどの業態を統合し、「ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、デジタルコンテンツの開発」へ再編成し、一定の条件のもと、8年間の法人所得税免税恩典を付与

4. 食品の品質向上、製品の保存期間の延長、包装内の製品の特徴の表示、容器内の製品の状態を監視、記録、検索できるシステムなど、スマートパッケージングの奨励ビジネスを増やし、最大 8 年間の法人所得税免税恩典を付与

5. 国際ビジネスセンター（IBC）および貿易ならびに投資支援事務所（TISO）における投資恩典の条件を改訂し、関連会社に対する融資の対象範囲を拡大